

しが多文化共生県民交流推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域における日本人と外国人との交流を推進し、本県の多文化共生の推進を図ることを目的とする事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 多文化共生の推進に取り組む非営利団体であること。ただし、地方公共団体は除く。
 - (2) 滋賀県内に事務所または活動拠点を有する団体であること。
 - (3) 全国組織で県内に支部を有する団体の場合は、当該支部が補助事業を実施する権限を有していること。
 - (4) 団体として、組織が確立しており、会計が明確かつ適正に処理されていること。
 - (5) 原則として、過去に活動実績があること。
 - (6) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- 2 補助対象事業者は、実行委員会または実行委員会に類する団体を組織（以下「実行委員会等」という。）して補助事業を実施することができる。
- 3 実行委員会等においては、事業を企画面・財政面等で中心となって行う団体は第1項各号の要件を満たすこと。その他の実行委員会等の構成団体については、第1項第2号から第4号までおよび第6号の要件を満たすこと。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる補助事業は、次に掲げる全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 滋賀県内の日本人と外国人の交流を推進し、多文化共生の推進を図るための事業で、原則として、滋賀県内で開催され地域の日本人や外国人が広く参加できるものであること。
- (2) 事業による成果が、幅広く県内の日本人と外国人の交流を推進し、多文化共生の推進に寄与すると認められること。
- (3) 補助対象事業者自ら企画し、主催する非営利の事業であること。

- (4) 補助対象事業者の活動に照らして、新規性が認められる事業であること。
- (5) 令和9年2月28日までに完了する事業であること。
- (6) 宗教活動、政治活動に一切属さない事業であること。
- (7) 県の他の補助金等を申請している事業または既に交付決定を受けた事業でないこと。
- (8) 県からの補助（滋賀県自治振興交付金等）を財源とする市町等からの補助事業や委託事業でないこと。

（補助金の交付額、補助対象経費）

第4条 この補助金の交付額は、補助対象事業費の2分の1以内とし、10万円を超えないものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助対象経費は別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付は、同一年度において1団体1事業のみとする。

（交付申請）

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) しが多文化共生県民交流推進事業計画書（別記様式第2号）
 - (2) しが多文化共生県民交流推進事業収支予算書（別記様式第3号）
 - (3) その他参考となる資料（団体の規約、役員名簿等）
- 2 前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止（一部の中止または廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助申請者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更または中止申請手続)

第8条 補助金の交付の申請をした者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更または中止する場合には、変更承認申請書または中止承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日または令和9年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) しが多文化共生県民交流推進事業実績書（別記様式第6号）
- (2) しが多文化共生県民交流推進事業収支精算書（別記様式第7号）
- (3) 事業実施状況がわかる資料（募集チラシ、当日の写真、領収書写し等）

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第5条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第8条の規定による補助金の変更申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 補助事業者は、第5条の規定による交付の申請、第8条の規定による変更申請、第9条の規定による実績報告、第10条の規定による概算払請求および前条の規定による消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表（第4条第2項関係）補助対象経費

講師等への謝礼、広報関係費、会場費、通信・運送費、資材・教材費等の県が必要と認める経費

なお、以下の経費は補助対象外とする。

飲食費、参加者への旅費・宿泊費・販促品提供費、販促物の製作に係る経費、個人の持ち物となりうる物品購入費、寄付金、他団体への会費、団体の運営経費および交付決定前に支出された経費。